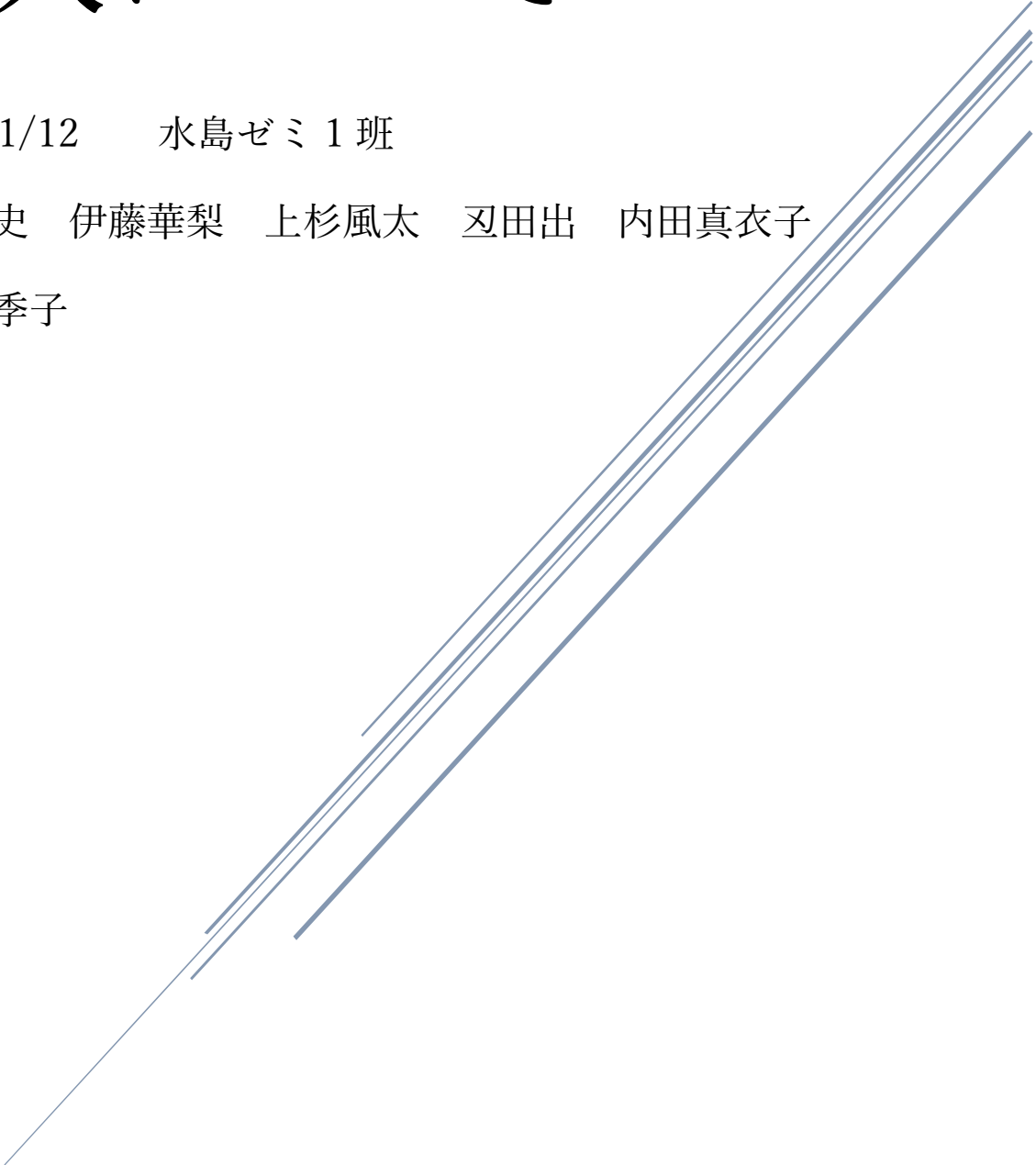


選択的夫婦別姓の 導入について

2020/11/12 水島ゼミ 1 班

一森聖史 伊藤華梨 上杉風太 刃田出 内田真衣子

遠藤由季子



目次	p.1
1. 選択的夫婦別姓制度とは	p.2~3
2. 選択的夫婦別姓を取り巻く現状	p.4~6
3. 選択的夫婦別姓の賛成理由	p.7~8
4. 選択的夫婦別姓の反対理由	p.9~10
5. 夫婦別姓導入における主な争点まとめ	p.11~13
6. 民法 750 条の合憲性	p.14~17
7. まとめ	p.18~21

選択的夫婦別姓制度とは

文責 伊藤華梨

【選択的夫婦別姓制度と名字の歴史】

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合に結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度である。しかし、現在の民法のもとでは、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が、必ず姓を改めなければならない。そもそも夫婦が同じ姓を名乗る慣行が定着したのは明治時代からといわれている。その歴史を遡ってみる。

- 1 1870年 平民の氏の使用が許される。それ以前は庶民の氏・苗字の使用は禁止されており、士分以上の身分の者だけが許されていた。しかし、婚姻の際は夫婦別姓とされていた。
- 2 1875年 氏の使用が義務化される。
- 3 1876年 夫婦別氏が確定されたが、妻が夫の氏を使用することが慣習化した。
- 4 1898年 民法(旧法)において夫婦同氏の制定がされた。
- 5 1947年 改正民法が成立し、夫婦の氏は婚姻の前の夫のものか、妻のものかいずれかを選べるようになったものの夫婦同氏の原則は残った。

日本には昔から根づいている家制度があり、当時は妻が夫の家に入るという意識が当たり前であった。よって、姓も自然と夫側に合わせるという形になる。これが日本の慣習として今日まで続いているのである。

【なぜ選択的夫婦別姓制度が生まれたのか】

現状として、結婚して名字を選択する際、女性側が男性側の名字を選択するケースが圧倒的多数を占めている。しかし、近年における女性の社会進出等に伴い、名字を変更することによる社会的な不便や不利益が生じている。これを指摘されたことをきっかけとして、選択的夫婦別姓制度を導入しようという声が上がったのである。さらに、名字を変更するということは戸籍の名義変更、パスポート、免許証の変更だけではなく、旧姓を使用していた携帯電話や銀行口座などの契約も変更する手続きが必要となるのだ。これはとても負担を要する作業となる。

また、どうしても別姓でいたい夫婦にとっての有力な選択肢は事実婚である。しかし、法律婚と違って、配偶者控除や配偶者特別控除が受けられない、特に子どもがいる場合には、子どもが戸籍上は非嫡出子になってしまうなどのデメリットがある。だからこそ、結婚しても別姓でいられ、かつ法律婚が認められる選択的夫婦別姓制度に賛成する意見が増加してきたのだろう。

また、その他のきっかけとして国連女子差別撤廃委員会(CEDAW)の勧告が挙げられる。日本を含む130カ国の賛成で、国際連合にて1979年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に、日本は1980年に署名し、1985年に批准した。CEDAW

は、日本の民法が定める夫婦同姓を「差別的な規定」であるとし、これを改善することを、2003年、2009年、2016年の3度にわたり勧告している。
これらのことをきっかけとして選択的夫婦別姓制度の導入を進める声が上がったのである。

<参考文献>

「夫婦別姓」佐藤一明 日本経大論集, 30 March 2016, Vol.45(2), pp.97-123
https://jue.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1524&item_no=1&page_id=4&block_id=80

法務省 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について
2020年10月29日閲覧 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>

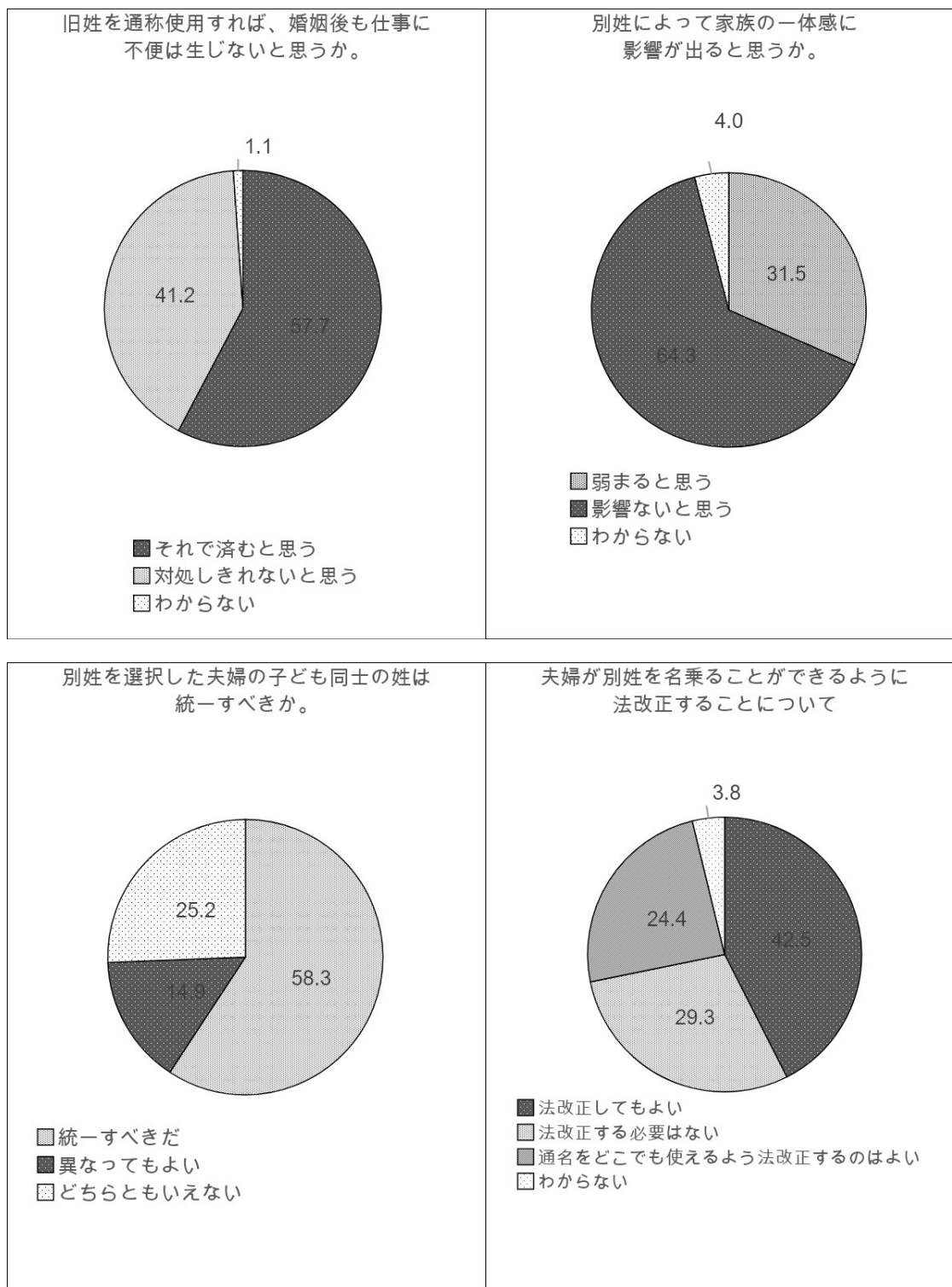
事実婚から「夫婦別姓で法律婚したい」 2020年11月10日閲覧
https://note.com/chinjo_action/n/n987bc42de5f5

選択的夫婦別姓について 2020年11月10日閲覧
<https://note.com/globalagenda/n/nfd7f56166d7d>

選択的夫婦別姓を取り巻く現状

文責：刃田出

「家族の法制に関する世論調査(内閣府)」平成二十九年調査より (いずれの値も単位は「%」)



平成 27 年度 12 月 16 日大法廷夫婦同姓違憲訴訟判決文

夫婦別姓に関する裁判において、最も新しい判例になっているのは、2015 年 12 月に判決が降った以下の裁判（通称「第一次夫婦別姓訴訟」）である。2011 年に元高校教師らが、夫婦同氏を規定する民法 750 条の規定が憲法 13 条、14 条 1 項、24 条に反するとして訴えた。なお、15 人の裁判官のうち、違憲判断をした 5 人には 3 人の女性裁判官が含まれる。

13 条

「婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。」

「自らの意思のみによって自由に定めたり、又は改めたりすることを認めることは本来の性質に沿わないものであり」

「氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる。」

14 条 1 項

「本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。」

「この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり」

24 条

「夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。そして、氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる。さらには、夫婦となろうとする者のいずれかがこれらの不利益を受けることを避けるために、あえて婚姻をしないという選択をする者が存在することもうかがわれる。しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。」

2020年に入ってからはこのような訴訟が起こっている。

2020年2月

夫婦別姓を選択する規定がない戸籍法は違憲だとして、ソフトウェア会社「サイボウズ」(東京)の青野慶久社長(48)らが国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁(小川秀樹裁判長)は26日、合憲と判断した一審判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。青野社長らは上告する方針。

青野社長らは、日本人が外国人と結婚した場合には、戸籍法の規定で旧姓を使い続けることが可能だが、日本人同士の結婚では必ずどちらかの姓を選ばなければならないと指摘。「法の下での平等」に反して違憲だと訴えていた。

(朝日新聞デジタル 2/26「夫婦別姓訴訟、原告の控訴棄却 戸籍法を違憲とは認めず」)

2020年10月

夫婦別姓の婚姻届が受理されず、法律婚ができないのは違憲だとして、東京都世田谷区在住の大学教員の事実婚夫婦が、国を相手に損害賠償を求めた第二次夫婦別姓訴訟で、東京高裁(後藤博裁判長)は10月20日、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

訴状などによると、原告側は夫婦同姓を義務付けた民法750条は、同姓を希望する者と別姓を希望する者を差別していると訴えていた。別姓で婚姻できないために、法律婚夫婦のみ与えられている法的権利や利益、夫婦としての社会的承認を享受することができないと指摘。法の下に平等を定める憲法14条1項の「信条」による差別があるなどと主張していた。

原告側の訴えに対して、国側は2015年の最高裁判決から現在にいたるまで、事情変更はないと反論して、全面的に争っていた。

(YAHOO!ニュース 10/20「第二次夫婦別姓訴訟、請求棄却 「違憲」の訴え認めず 東京高裁」)

引用元

判決文 → 日本経大論集第45巻第2号「夫婦別姓」佐藤一明
https://jue.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1524&item_no=1&page_id=4&block_id=80

朝日新聞 → <https://www.asahi.com/articles/ASN2V6TSBN2VUTIL042.html>

ヤフーニュース → <https://news.yahoo.co.jp/articles/01dea4045a41ae50d095811bf976794532e5fe92>

参考元

世論調査 → <https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/index.html>

全て10/28最終閲覧

選択的夫婦別姓の賛成理由

文責：上杉風太、内田真衣子

1. 女性の社会的地位の向上

世界の今までの歴史上、男性が女性よりも地位が上のような風習は少なからずあり、日本も例外ではなかった。今では男女格差が注目され始め、昔に比べて少し改善されたようにも見える。しかし、その男性優位の歴史の長さからからか、世界的に見て夫婦別姓を認めている国でも男性の姓を選ぶ女性は少なくはない。

しかし、別姓が認められているという中で男性の苗字を選ぶのと、夫婦同姓が義務付けられた中で男性の苗字を選ぶのではまた違うものだと感じる。女性の側にも、姓を選択する権利が生まれるということは、少しながら女性の側の地位が社会的に向上することを意味するものである。なぜなら女性の自由がより保護されるからである。昔から続く男性優位の社会が少しずつだが、変わっていくのではないかと考えられる。

2. 書類手続きの簡易化

結婚により夫婦で苗字を揃えると、旧姓を使っている方の人は旧姓を使っている書類は全て変更せねばならず、大きな負担がかかってしまうのが現状である。夫婦別姓を導入すれば手間やお金などを省くことができる。公的な書類の変更の必要がなくなるというのは、苗字が変わる方、主に女性側にとって大きなプラスである。

苗字の変更によって変更するものの例) 戸籍や免許証、パスポートなど

・パスポートの場合

必要なもの…一般旅券発給申請書、戸籍抄本または戸籍謄本、パスポート用の写真、有効なパスポート、(必要な人は住民票)

→いくつもの書類が必要になる

3. 姓の一貫性による信用度の保持

今や、女性もバリバリ働く社会になりつつあるのだが、女性側が仕事をしていた時に、旧姓で活動していた時に築き上げた自らの地位を、結婚による姓の変更により失いかねないというリスクが生じる。

苗字の一貫性による主なメリット)

・仕事で縁があった人に気づいてもらえやすい

・自分のアイデンティティを保てる

夫婦別姓制度を取り入れることで、姓の変更による今までの信用を失うリスクは一切なく

なり、今まで通り職場で働くことを可能にする。これも女性側にとって大きなプラスになるのではないか。

通称を使い続ければいいと思う人もいるかも知れないが、旧姓使用が認められていない職種も日本には存在する。

例)保育士、介護福祉士、幼稚園の教員、生命保険の募集人…など

ここに挙げた職業は比較的女性が比較的多く勤務する職種である。この他にも旧姓使用不可の職業は存在する。そのため、夫婦別姓制度を認める必要性は高いと考える。

4. プライバシーの保護

結婚や離婚によって、姓が変われば、当然周囲も気づくことになり、その点でプライバシーの保護が一切守られないことになる。

マイナスな一面の例)

- ・結婚したこと、離婚したことを周りに知られる
- ・そのことにより人間関係でのトラブルが起こる可能性がある

特に、離婚した際には、周囲からの目がとても気になり、職場にいつらい、もしくは今までの友人関係にヒビが入る、なんてことも避けることができる。夫婦別姓による恩恵は大きいのではないか。

参考：

<https://note.com/chakimama/n/nee3c78a766e4>(「旧姓か新姓か。結婚後どちらで働く？メリット&デメリット」、11月6日)

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/16930.html>(「保育士や福祉士など旧姓使用可能に改正へ」、11月6日)

選択的夫婦別姓の反対理由

文責：遠藤由季子

反対派の主張は次の4つの点に分けられる。

- 1.子どもの姓
- 2.結婚の価値の低下
- 3.通称使用
- 4.民法 750 条の合憲性

1. 子どもの姓

夫婦が別姓を選択した場合、子どもの姓をどうするのかという問題が生じる。子どもは夫又は妻の姓を名乗ることになるが、夫婦間での話し合いでトラブルになることも考えられる。また、夫婦同姓が多数を占める社会の中でその物珍しさから子どもが周囲から揶揄される可能性も出てくる。夫婦同姓から得られる家族としての一体感や家庭の安定は子どもの健全な心の成長に必要なものである。

2. 結婚及び離婚のハードルの低下

選択的夫婦別姓制度の導入は「一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度自体を危うくする」(*1)。例えば、宮崎県西都市議会の選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書には、「例えば、すでに選択的夫婦別姓制度を導入した、イタリア、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ハンガリー、フランス、スペインなど欧州の国々では、婚姻率が4割以上も減り、離婚率が2倍になり、婚外子の割合が5割も増加し、北欧、フランスでは婚外子が5割を超えており従来の家族制度が崩壊している。このことは選択的夫婦別姓制度の導入が一因であると思われる。」(*2)とある。結婚の価値が下がり、離婚のハードルも低くなる可能性が大いにあることが分かる。結婚も離婚もこれまでよりも軽い気持ちでできるようになってしまう上に、夫婦別姓を望む人は家族よりも個人の都合を大事にする傾向にあると言える。選択的夫婦別姓制度を認めることで、悲しい思いをする子どもが増えるだけでなく、個人主義的な思想を認めることにもなる。

3. 通称使用

夫婦のどちらかが姓を変えることは問題を生じない。姓を変えることで不都合が生じる職業ならば通称として旧姓を名乗ることは禁じられておらず、キャリアの継続が可能であるし、プライベートの公開を余儀なくされることもない。手続き等が煩わしいという声もあるが、その煩わしさを越える、同じ姓となり新たな家庭を築く喜びがある。

4. 民法 750 条の合憲性

民法 750 条には「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とある。夫婦同姓制度は憲法 13 条、14 条 1 項、24 条に反しているのではないかと問題になっているが、違反していないことを明らかにする。まず、憲法 13 条（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）について、氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえ、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえないため、13 条に違反していない。次に、14 条 1 項（法の下での平等）についてである。夫の姓に統一する夫婦が大多数であるけれども、民法 750 条は「夫又は妻の氏を称する」とされており、夫の姓に合わせる事が定められているのではない。そのため、夫婦となろうとする者の双方の自由な選択の結果であるため、14 条 1 項に違反しない。24 条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）についてである。今日、夫の姓に統一する夫婦が多く妻が不便を被っていることは否定できないが、夫婦同氏制は婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというのではなく、最近では婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているため、氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。そのため、24 条に違反しない。以上より、民法 750 条は合憲である。

参考文献

* 1 夫婦別姓 佐藤一明 「日本経大論集」編集委員会 編 2016-03-30,Vol.45(2)pp. 105-110 11月6日最終閲覧
file:///C:/Users/yukin/Downloads/%E6%97%A5%E7%B5%8C%E5%A4%A7%2045(2)97-123P%20%E4%BD%90%E8%97%A4%E4%B8%80%E6%98%8E%20(2).pdf

* 2 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書 宮崎県議会 11月6日最終閲覧
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gikai/session/opinion/h21_pdf/201002_11.pdf

夫婦別姓導入における主な争点まとめ

文責：一森聖史

夫婦別姓導入賛成派と導入反対派の主な争点は、以下の3つに分けられる。

- 1：子どもの姓
- 2：習慣・制度上の問題と結婚の価値観の変化
- 3：姓変更によって起こる諸問題（書類手続き、環境の変化、プライバシー保護、通称使用）

1：子どもの姓

別姓の夫婦が子どもを授かった場合、子どもをどちらの姓にするか決めなければならない。これは夫婦の合意で決められるとしても、子どもは別姓の夫婦の下で育つことになり、姓の不一致による家族内不和が起きるといった意見がある。したがって、子どもの姓の問題は夫婦がいかに家庭内環境を整え、子どもを安心させることが出来るかが重要だと考える。ここで、実際に親が別姓である方の意見を紹介する。

—「ネット上の議論などで、別姓導入に反対する人が『子どもがかawaiiそうだ』と主張することについてどう思いますか？」—

「感じたことがないので、『自分たちのイメージで語ってるな』と思います。名字が違うだけで、あとは周りの家族と同じように過ごしています。何でそんな考え方が出てくるのか分からないですね。」

「養子縁組とか、いろんな家族がすでにたくさんありますよね。でも、血のつながりがなくても仲良く過ごしている家庭ってたくさんあると思います。」

「父母の名字が違うだけで、仲も悪くない家庭。どうしてそういう考えになるのか、正直分からないです。」

「思い込みじゃないかと…。その意識を変えていってもらえないのかな、と思います。」

(*1)

これらの意見からは、子どもが両親の別姓を違和感なく受け取れていることがうかがえる。夫婦別姓制度は、夫婦だけの問題ではないことを念頭に、「かawaiiそう」などの主観的な意見を捨て、当事者の声を集めながら議論する必要がある。

2：習慣・制度上の問題と結婚の価値観の変化

夫婦別姓導入反対の主張の中に、夫婦別姓を導入した国の家族制度が崩壊しつつあることを表すデータが示された。しかし、この数値と夫婦別姓導入が直接結びついているという

データの裏付けはないため、導入反対の根拠とするには慎重な見方が必要だと考える。しかし、仮にこのデータが夫婦別姓導入と直接関係していれば、日本でも同様の事態になりかねない。つまり、婚姻による姓の変更が無くなり、周りから姓の変更気付かれなくなるため、軽率な婚姻が増え、不安定な家庭内環境で生まれてくる子どもたちが増える危険性がある。現状でさえも子どもの虐待が問題となっているため、夫婦別姓を導入する際には、こうした今までの問題の対策も同時に進めていかなければならない。

3：姓変更によって起こる諸問題（書類手続き、環境の変化、プライバシー保護、通称使用）

姓変更には膨大な書類手続きが必要となり、それを理由に事実婚にとどまっている人もいる。前の論点にも繋がるが、この書類手続きの負担が婚姻のハードルを上げている一因でもあり、軽率な婚姻をなくす役割を持っていると捉えることができる。一方で、姓を変える側に負担が大きくなっていることも事実だ。また、姓の変更によるプライバシー保護の問題については、プライバシーと捉える範囲は個人によって大きく異なるため、ハラスメント防止と同様の形で周りからの配慮が必要なものであると考える。さらに、書類手続きと関連して、通称の使用が問題となる。全ての職種で通称の使用が認められている訳ではなく、婚姻後に新たに作る銀行口座や健康保険証、運転免許証などでは通称を使えない。通称の使用での対応には限界があるのは確かであるため、より広く認められない限り同性婚制度下でも問題の解消には繋がらない。

（なお、平成5年東京地裁判決では、公務員の服務及び勤務関係において、婚姻届提出に伴う変動前の氏名を通称名として使用する権利は憲法13条によって保障されていると断定することができないとされた。*2）

まとめ

これまでの議論を通し、単に夫婦別姓を認めるだけでは問題が残ることが分かった。今後の夫婦別姓の議論は、机上の空論とならないように国民の生の声を集めながら行っていく必要があると考える。また、事実婚に焦点を当てると、事実婚の夫婦は税法上の扶養家族になれず、配偶者控除などの適用外となる等の法律婚との法的差別がある。夫婦別姓と同様に、事実婚の問題も考えていくことが必要だ。

参考文献

*1 withnews 親が夫婦別姓、子どもの本音を聞いてみた「困ることはない。以上」
<https://withnews.jp/article/f0181017001qq0000000000000000W02c10101qq000018115A>
11月4日閲覧

*2 Wwstlaw.JAPAN 平成5年11月19日東京地裁判決
<https://go-westlawjapan->

com.ez.wul.waseda.ac.jp/wljp/app/doc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&srguid=i0ad82a4100000175
464bf6966c6990fc&spos=1&epos=1&page=0&countByColl=true&mdfilter=SearchResultL
G&frmAlrt=false#I9c241750200111dd97a3010000000000 11月9日閲覧

* 「法学論叢」183巻1号125-147項 公法研究会

* 夫婦別姓 佐藤一明 「日本経大論集」編集委員会 編 2016-03-30, Vol.45(2)pp. 97-123

民法 750 条の合憲性

文責：内田真衣子

夫婦同姓制度を定める民法 750 条が、憲法 13 条、14 条 1 項、24 条に反し違憲であるとして、国家の立法不作為を指摘し国家賠償を求めた訴訟について平成 27 年 12 月 16 日に最高裁判決が下された。

ここで挙げられた憲法の条文がどのようなものであるか、そして民法 750 条とそれぞれの条文にどのような関係があるのかについてみていく。

1. 憲法 13 条

本文：【前段】すべて国民は、個人として尊重される。/【後段】生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【13 条の構成(前段後段)】

前段は、民法 2 条を通して私法(と呼ばれる民法など)の解釈の基準として使われる規定だ。

後段は、「幸福追求権」と呼ばれる抽象的な権利を保証する規定で、新たに(人格的生存に)必要となった人権は 13 条により作られる(プライバシー権、自己決定権など)。

そして今回の訴訟で関係してくるのは主に後段である。その 13 条で保護される人格的生存に不可欠な権利というものに自分の好きな氏を名乗る権利が含まれるのでは、という主張がなされたからである。

※「人格的生存に不可欠な権利」

…簡単に言うと、その人がその人らしくあるために必要な権利。

例)髪型・服装の自由、子供を持つか否かの自由、医療拒否をするか否かの自由など

【引用】

最高裁の合憲よりの主張：

- ・「氏は、婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的な内容を規律しているものであるから、氏に関する人格権の内容も、憲法上一義的に捉えるべきではな」い。
- ・氏には「家族の呼称としての意義があ」り、また「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位である」ため「個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることに合理性があるといえる。」

最高裁の違憲よりの主張：

- ・「氏名は人格権の一内容を構成する」
- ・「氏を改めた者にとって、そのことによりアイデンティティの喪失感を抱いたり、従前の氏を使用するなかで形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益

や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは否定でき」ない。

2. 憲法 14 条 1 項

本文：すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

【14 条の構成】

憲法 14 条は一言でいうと「平等権」を保証している。夫婦同姓制度は、この条文で挙げられている「性別」による差別にあたるのではないか、という主張がなされたと考えられる。

今回の訴訟で最高裁は、憲法 14 条の趣旨について「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱い禁止する趣旨のものである」と述べている。そのため、民法 750 条が法的な差別的取扱いをしている規定であるか否かを見ていく必要がある。

【引用】

最高裁の合憲よりの主張：

- ・民法 750 条は「その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、夫婦同氏制それ自体に形式的な不平等が存在するわけではない。」
- ・夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める」ことは、民法 750 条「のあり方自体から生じた結果であるということとはできない。」

最高裁の違憲よりの主張：

- ・「夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている」ことを鑑みると、「夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところである。」
- ・「仮に、社会に存する差別的な意識や慣習によるものであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは、憲法 14 条 1 項の趣旨に沿うものであるといえる。」

参考文献：デイリー六法令和 2 年版(三省堂、編修：大石眞)

憲法 24 条[家族生活における個人の尊厳と両性の平等]

1 項 婚姻は、両性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

1：憲法 24 条 1 項

判決では、憲法 24 条 1 項は「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。」

「本件規定は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない。仮に、婚姻及び家族に関する法制度の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、これをもって、直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについて憲法二十四条一項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することはできない。」とした。

この判決によると、憲法 24 条 1 項に基づき認めている自由は、「婚姻するかどうか、いつ誰と結婚するか」という事項に限られている。したがって、**直接の制約**とは当事者の意思に反して婚姻が強要・否認されることと思われる。これを踏まえれば、民法 750 条は当事者の意思に反する婚姻を強要・否認するものではないため、下線部の主張は妥当と言える。

2：憲法 24 条 2 項

判決では、「憲法二十四条二項は、**具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに**、その立法に当たっては、同条一項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものだといえる。」「その要請、指針は、単に、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではないのであって、憲法上保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻することが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであ」る。

そして、「氏は、家族の呼称としての意義があるところ、現行の民法の下においても、家

族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定める事には合理性が認められる。」「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。」「しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。」

「以上の点を総合的に考慮すると、本件規定に採用した夫婦同氏制が、……上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。したがって、本件規定は、憲法二十四条に違反するものではない。」

この判決は、個人の尊厳と両性の本質的平等に関する現状の問題点に言及したが、**国会の立法裁量を挙げつつ**、民法 750 条を違憲としなかった。

参考文献

「ポケット六法 令和 2 年版」有斐閣 編集代表：佐伯仁志 大村敦志
「法学論叢」183 巻 1 号 125-147 項 公法研究会

まとめ

文責：内田真衣子

1. 海外の状況

最初に、海外の夫婦制度はどのような状況となっているのかをまとめていこうと思う。

まず、夫婦同姓が義務付けられている国は世界で日本だけとされている。そして、世界の主流は同姓と別姓好きな方を選べるというものである。国々によって定められ方は様々だが、別姓を選べないという国はほぼ無いといってもいい。平成 27 年 12 月 16 日の夫婦別姓訴訟最高裁判決の際に日本政府は、『結婚すると、夫婦が同姓を名乗るよう法律で義務づけている国があるかどうかという問いに対し、「現在把握している限りでは、我が国のほかには承知していない』と答弁している。

ではここで、いくつかの夫婦別姓を認める国の例を挙げていく。2020 年の世界ジェンダー・ギャップ報告書という各国の男女格差の度合いを調べたランキングの上位の国から紹介する。



1 位 アイスランド

この国では結婚をしても原則別姓であり、そもそも家族の氏という考え方があまりない。子供は父、母又は両方の名前の後に息子や娘を表す言葉を付けたものを氏とする。家族という概念と氏との繋がりがとても薄いと言え、日本の慣習と違うように感じる。



2 位 ノルウェー

夫と自分の氏を合わせて名乗る女性がほぼ半数であり、その後夫の氏に変える人、自分の氏のままにいる人がそれぞれ 25%前後いる。完全な別姓制とはなっていない。



3 位 フィンランド

夫婦の氏を選択肢が非常に豊富。夫若しくは妻の氏、又は二つを合わせることもできるし、新たに作り出しても良い。

これらの例からわかるように、世界には様々な夫婦の氏のあり方が存在する。しかし、多くの国は最初からこのように夫婦の氏を自由に決められたわけではない。ここで紹介したフィンランドは、1985 年以前は妻が夫の氏を名乗ることが義務付けられていた。ノルウェーも 1965 年以前はフィンランドと同様の状態であった。日本も今は夫婦同姓が主流だが、夫婦別姓に移行できる可能性は十分にあると考えられる。

2. 議論どうあるべきか

これまでの発表で、主に選択的夫婦別姓制度の導入の是非ついて話してきたが、難しい問題だと思う。どちらの主張にも理解できる部分があるのではないか。



選択的夫婦別姓制度導入するか否かということは、家族制度についての議論であり、社会や人々の精神などに影響を及ぼす事柄である。そのため、その時代の人々の生き方や精神に合わせ柔軟にかわっていく必要があると考える。日本は、戸主と家族で同じ氏を名乗ることが求められ、1898年に夫婦同氏制が制定された。今施行されている民法では夫婦でどちらかの姓を名乗ることになっているが、明治憲法では「妻は原則夫の姓を名乗る」とされていた。そのような歴史的

な背景から夫婦同氏制は日本の人々に深く浸透してきた。

《男女格差と夫婦同姓制度》

では、なぜ今夫婦別姓制度導入についての議論が段々と盛り上がりを見せているのか。それは、男女の格差について昔より注目が集まるようになってきたからではないかと個人的に考えた。1979年には国際連合で「女子差別撤廃条約」が採択され、日本も少し遅れて1999年に男女共同参画社会基本法が成立されるなど、男女の格差を埋める取り組みが段々となされてきている。そのため、夫婦同姓制度に注目が集まるようになった一面もある。

実際に夫婦別姓を認めない日本の民法 750 条は、今までに何度も国連から廃止の勧告を受けてきた(2003、2009、2016年の3回)。

日本の夫婦同姓制度について、国連は具体的にはどのように捉えているのか、UN ウィメン(女性の地位向上を目指す国連の機関)の事務局長 プムジレ・ムランボヌクカさんの 2016年のインタビューの抜粋を載せる。このインタビューは今まで何度か紹介した日本の平成 27 年 12 月 16 日の 夫婦別姓訴訟最高裁判決に関するものである。

※訴訟の概要

事案：民法 750 条が憲法 13 条,14 条 1 項,24 条,女性差別撤廃条約に反しているとして、当該条文の改正をしない国会の立法不作為を訴え、国家賠償を求めた。

判旨：民法 750 条の憲法違反を否定し、国家賠償も認めなかった。

13条…幸福追求権。「すべての国民は、個人として尊重される。(省略)」

14条1項…平等権。「すべて国民は、法の下に平等であって、(省略)性別(省略)により、(省略)社会的関係において、差別されない。」

24条…両性の平等。



最高裁判決をどう受け止めますか。

「国連ははっきりとした立場をとっている。女性は選択肢を持たなければならない。男女の平等を確かなものにする一例として。国連の女子差別撤廃委員会も同様に女性に選択肢をとるという明確な立場をとる。日本がそれを尊重すると希望を抱いている」

「世界で多くの女性が夫の姓を選んでいることは事実だ。だがそれを強いることは別問題だ。基本的に女性には選択肢がなければならないと考えている」

この方の言うように選択肢を作るべきという考え方は、両者が妥協できる一つの解決点ではないだろうか。従って、同姓にするか別姓にするかを選べる選択的夫婦別姓制度は理にかなった制度とも思える。議論は選択的夫婦別姓を如何に現代社会へと適応させるかに焦点を当てるべきではないか。

しかし夫婦別姓を実質的に認めることになるので、先ほど述べた反対意見が出てくる。具体的には…

- ・子供の姓はどうするのか
- ・家族の一体感がなくなるのではないか
- ・結婚の価値が低くなるのではないか

…ということなどである。

《事実婚》

そのような中で、現実では事実婚という新しい夫婦の形が表れている。事実婚とは、簡単に言うと婚姻届けを提出していない状態で、夫婦のような長期の共同生活をするを言

う。

このように、夫婦で別姓を名乗ることを必要とする人達は実際に存在し、その人達は其の人達なりに別姓でいる方法を模索している。

本当に必要な制度は自然と作られていくものである(慣習法など)。少し話はそれるが例を挙げると…

①民法などを見てみると「○条の○」という枝番と呼ばれる条文を見かけると思うが、あれも法改正により、実生活の中で必要になったルールが付け加えられたものである。

②また、世界には慣習国際法というものがある。この法律では、様々な国が海賊による被害を受けてきたという長い歴史から、どの国も公海上の海賊を処罰できるという規律が作られた。(海賊は「人類共通の敵」)…などである。



《最後に》

しかし、自然に習慣が作られるといっても、やはり法を定めることによる制度の定着化は社会の安定に欠かせないものである。

これらのことから、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論は、世の中の動きに注目しながら人々の要求に答える形でしていくべきと考える。女性の社会進出がさらに進み、姓が変わることで困る人がさらに増え、事実婚の夫婦がさらに増加するなど、人々の生活の変化に注目することが大切だと思う。

また、誰もが納得できる制度を作ることは難しいことである。夫婦の姓は精神的な問題に関わるものであるから、向き合い方で譲り合える部分が変わっていくのではないか。別姓に反対の人も賛成の人も、互いに妥協し合っていくことが必要ではないだろうか。

引用：

https://style.nikkei.com/article/DGXMZO98795970U6A320C1TY5000?g_cid=lc_topic(「男女が同じ選択を」夫婦同姓、国連は改善勧告、11月2日)

参考：

<https://www.hou-bun.com/01main/ISBN978-4-589-03414-4/different-surname.pdf>(「夫婦別姓訴訟最高裁判決(最大判平成27年12月16日)(裁判所ホームページ)、11月2日)

<https://www.asahi.com/articles/ASM3W5DS6M3WUHB101P.html>(「夫婦同姓は日本だけ？ 主流は選択型、原則別姓の国も」、11月3日)

<https://sustainablejapan.jp/2019/12/18/global-gender-gap-report-2020/44753>